

## －臨床心理士の新たな創造的開拓に向けて－

平成 30 年（2018 年）の資格認定協会 30 周年を新たな元年に  
公認心理師法を民活契機として「臨床心理士の新しい存在意義を創造する」

臨床心理士は、国家資格であると認識される程に社会的な公共性・通用性を  
えている。例えば、文科省 S C 事業や学校での事件の際の緊急支援や災害時の  
心理支援などを含め、既に各省庁に相当の活用実績がある。大学教員の人事な  
ど公文書に広く記載がある。資格制度や名称は「民」でありながら、実態は相  
当に「官」という新しい積極的職能像を築いてきた創造的実績であると認識で  
きる。

平成 27 年（2015 年）9 月 9 日、『公認心理師法』が名称独占資格として成立  
したことにより、臨床心理士は、国家資格名称とは類似しない民間資格名称と  
して社会的に明確化された。この実際状況において、世界最先端の超高齢・少  
子社会の体験を踏まえた我が国の「こころの文化」・「心の健康」に関する総合  
的施策を実現するためには、官民それぞれが守備・責任範囲を明確に堅持し、  
一体で取り組み共存共栄を図ることが重要。

その意味で、臨床心理士の「こころの専門家」基本モデルとしての社会的実  
績は、これまで以上に重要な存在意義があり、民活による積極的な展開が期待  
される。この認識に立って、本法に関する附帯決議の第 1 に謳われる趣旨の実  
現に向け具体化が望まれる。

平成 27 年 10 月 4 日  
第 79 回臨床心理士研修会（新潟）での  
「本協会からの事業報告」資料より

公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会  
専務理事 藤原勝紀